京私教協2022年度第２回勉強会　資料別紙

１．ＩＣＴ事項科目新設に伴う経過措置

（１）[令和3年度教職課程認定基準等の改正に関する事務担当者説明会](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1395208_00002.htm)資料・条文

▼[説明会資料3](https://www.mext.go.jp/content/20210910-mxt_kyoikujinzai01-000017905_04.pdf)・14頁

|  |
| --- |
| 経過措置（免許法施行規則附則第2項）により、改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」を、改正後のICT事項科目とみなすことができるため、以下の場合、ICT事項科目を新たに取得する必要はない。  ①　令和4年3月31日において、課程認定大学等に在学している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得しようとする者  ②　令和4年3月31日までに、既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の科目を修得した者  ※上記のほか、「大学が独自に設定する科目」における当該内容の科目をみなすことも可能。  ※「在学している者」には、科目等履修生として在籍する場合も含まれる。 |

▼令和3年改正[教育職員免許法施行規則](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=329M50000080026)附則（以下「令和3年改正規則附則」という。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 附　則  １　**この省令は、令和４年４月１日から施行する。**ただし、第1条中教育職員免許法施行規則第2条表備考第14号及び第15号、第5条表備考第七号、第7条、第10条の2、第11条、第11条の2、第16条第5項並びに第21条の2の改正規定並びに第3条は公布の日から施行する。  ２　**令和４年３月３１日において**[**教育職員免許法**](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000147)**別表第１備考第五号イに規定する認定課程を有する大学**若しくは別表第1備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関**に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第２欄に掲げる科目の単位を修得する者又は令和４年３月３１日までに第２欄に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第１**、別表第3から別表第5、別表第8又は附則第5項**の規定により、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第３条第１項、第４条第１項又は第５条第１項に規定する教科及び教職に関する科目の単位のうち、同表の第２欄に掲げる科目の単位については、同表の第１欄に掲げる科目の単位とみなす。** | | |  |
|  |  | 第1欄 | 第2欄 |  |
| この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目 | 旧規則に規定する科目 |
| 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。） | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）  大学が独自に設定する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に関する内容を含むものに限る。） |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に限る。） | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）  大学が独自に設定する科目（教育の方法及び技術に関する内容を含むものに限る。） |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。） | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）  大学が独自に設定する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する内容を含むものに限る。） |
|  | | | | |

◆[令和3年8月4日付け通知文](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00030.html)

|  |
| --- |
| ２　改正等の要点  （４）経過措置規定  （教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項）  ア）令和4年3月31日において認定課程を有する大学や文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関（以下「課程認定大学等」）に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得しようする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する内容を、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得したものとみなすこととすること。  イ）令和4年3月31日において課程認定大学等に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「大学が独自に設定する科目」において「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得しようする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容をそれぞれ修得したものとみなすこととすること。  ウ）《略》  エ）上記ア）イ）の場合において課程認定大学等に在学している者は卒業を待たずに改正前の免許法施行規則における内容を改正後の免許法施行規則における内容として修得したものとみなすこととして差し支えないこと。 |

　令和3年改正規則附則第2項の「令和4年3月31日において教育職員免許法別表第1備考第五号イに規定する認定課程を有する大学…に在学している者」というのは4年制大学では新課程（新法適用）の2019（令和元）～2021（令和3）年度入学生になります。

それは令和3年改正規則附則第2項の表のとおり第2欄の旧規則に規定する科目が「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」と記載されているとおり新法下の規則名になっていることからも明らかです。

2018（平成30）年度以前入学生については旧課程（旧法適用）のため、旧法下の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」や「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用含む。）」の単位を修得した後、旧法から新法への読み替えを行い、令和3年改正規則附則第2項を適用するということになります。

「令和4年3月31日までに第2欄に掲げる科目の単位を修得した者」というのは「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の修得が義務化された1990（平成2）年度以降入学生までさかのぼるものではありません。

平成10年改正法以前において修得している場合は、平成29年改正規則による読み替えを行ったうえで令和3年改正規則附則第2条を適用することになります。

▼[教育職員免許法施行規則](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=329M50000080026)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 附　則（平成29年11月17日文部科学省令第41号）  （施行期日）  1　この省令は、平成31年4月1日から施行する。〈以下略〉  （経過措置）  2　（略）  3　新法別表第1から別表第8まで、附則第5項、第17項及び第18項の規定により教諭、養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位について、次の表の第1欄に掲げる免許状の種類に応じ、第3欄に掲げる科目の単位については、新課程を有する大学が適当であると認めるものは、第2欄に掲げる科目の単位とみなすことができる。 | | | | |
|  | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |  |
|  |  | この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目 | この省令による改正前の教育職員免許法施行規則に規定する科目 |  |
|  | 小学校  教諭 | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。） |  |
|  |  | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 中学校  教諭 | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。） |  |
|  | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 高等学  校教諭 | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。） |  |
|  | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育課程及び指導法に関する科目（保育内容の指導法に係る部分を除く。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 養護教諭 | 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目 | 教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 栄養教諭 | 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目 | 教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。） |  |
| ４～８　（略） | | | | |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.42）

|  |
| --- |
| Q　経過措置について、令和4年度以前の入学者、例えば令和2年度の卒業生が「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」にあたる本学開講科目「教育方法論」を在学中に修得済みの場合、ICT事項科目の修得は必要ないという認識でよいか。  A　ご質問の場合、令和2年度の卒業時に既に「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得されているので、令和4年3月31日までに既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む）」の科目を修得した者として経過措置により、改正後の「教育の方法及び技術」及びICT事項科目を修得したものとみなすことができる。 |

上記取扱いは平成29年改正規則附則第3項によるみなしを踏まえた上での対応となります。

平成29年改正規則附則と令和3年改正規則附則に基づき、平成10年改正法下での単位を読み替える場合をまとめると次頁の表のとおりになります。



　前頁の表の見方ですが、旧法下での事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に開設されていた授業科目「教育方法論」（2単位）の単位を新規則の「教育の方法及び技術」「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に読み替える場合を例に説明します。

「教育方法論」（2単位）は「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）」に該当します。その科目は新法旧規則（令和3年改正前の規則）における「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に該当するため、その科目の単位として読み替えます。そして、その読み替えられた科目の単位は、令和3年改正規則附則の第2欄「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る」に該当することから、その科目の単位は第1欄の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に限る。）」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。）に読み替えます。

つまり一番左から右に読み替えていくという形になります。

２．総合的探究の時間の指導法の新設に伴う経過措置

▼教育職員免許法施行規則

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 附　則  1　この省令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、教育職員免許法施行規則第5条、第9条、第10条及び第65条の10の改正規定は公布の日から施行する。  2　〈略〉  3　附則第1項ただし書に規定する規定の**施行の日において課程認定大学**、免許法第5条第1項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関、免許法別表第1備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関若しくは免許法別表第2の2備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている栄養教諭の教員養成機関**に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第三欄に掲げる科目の単位を修得するもの**、同日において免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で、同欄に掲げる科目の単位を修得するもの**又は同日までに同欄に掲げる科目の単位を修得した者が、免許法別表第1**から別表第8、附則第5項、附則第9項又は附則第17項**の規定により高等学校の教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧規則第5条第1項に規定する教科及び教職に関する科目の単位、旧規則第9条に規定する養護及び教職に関する科目の単位又は旧規則第10条に規定する栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位のうち、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、第二欄に掲げる科目の単位とみなす。** | | | | |
|  | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |  |
|  |  | 新規則に規定する科目 | 旧規則に規定する科目 |  |
|  | 高等学校教諭 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な探究の時間の指導法に限る。） | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な学習の時間の指導法に限る。） |  |
|  | 養護教諭 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容に限る。） | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容に限る。） |  |
|  | 栄養教諭 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容に限る。） | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容に限る。） |  |
|  |  |  |  |  |

◆[7月28日付け通知文](https://www.mext.go.jp/content/20200729-mxt_tokubetu01-000024192.pdf)

|  |
| --- |
| 第２ 改正等の要点  （2）高等学校学習指導要領の改訂に伴う規定の整備  ① 高等学校教諭普通免許状の授与に必要な科目の単位に含めることが必要な事項等について、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める等の規定の整備を行うこと（施行規則第5条第1項、第9条、第10条及び第65条の8関係）。  ② ①の施行日（公布日である令和4年7月28日）において課程認定大学、教員養成機関、養護教諭養成機関又は栄養教諭養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに旧規則の規定により総合的な学習の指導法等に関する科目の単位を修得する場合、同日において免許法認定講習・公開講座・通信教育の課程を履修している者で、同科目の単位を修得する場合又は同日までに同科目の単位を修得した場合は、当該単位を新規則に規定する総合的な探究の指導法等に関する科目の単位とみなすこと（改正省令附則第3項関係）。 |

　「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める改正免許法施行規則が2022（令和4）7月28日に公布され、即日施行されました。

　対象となるのは高等学校（改正免許法施行規則第5条）、養護教諭（改正免許法施行規則第9条）、栄養教諭（改正免許法施行規則第10条）の3つの免許種になります。

　この改正を受け、高一種免、養護一種・二種免、栄養一種・二種免の学力に関する証明書の発行においては、2022（令和4）年7月28日以降は改正後の事項名で証明することになります。ただし、期限は示されていないものの改正前の「総合的な学習の時間の指導法」という名称のままの証明書でも受理するよう8月30日に発信されたメールで都道府県教育委員会に指示されています。

◆8月30日に発信されたメール

|  |
| --- |
| 各都道府県教育委員会においては、本省令附則第３項の経過措置を踏まえ、提出された学力に関する証明書において「総合的な学習の時間」との旧名称となっていた場合においても、申請を受理するなど、免許状の申請者に負担が生じないよう、柔軟なご対応をお願いいたします。 |

　令和4年改正規則附則第3項の「施行の日において課程認定大学…に在学している者」というのは4年制大学では新課程（新法適用）の2019（令和元）～2022（令和4）年度入学生になります。

それは令和4年改正規則附則第3項の表のとおり第2欄の旧規則に規定する科目が「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」と記載されているとおり新法下の規則名になっていることからも明らかです。

2018（平成30）年度以前入学生については旧課程（旧法適用）のため、旧法下の「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」や「教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。）」において総合的な学習の時間の指導法の内容を含んで修得している場合においては、旧法から新法への読み替えを行い、令和4年改正規則附則第3項を適用するということになります。